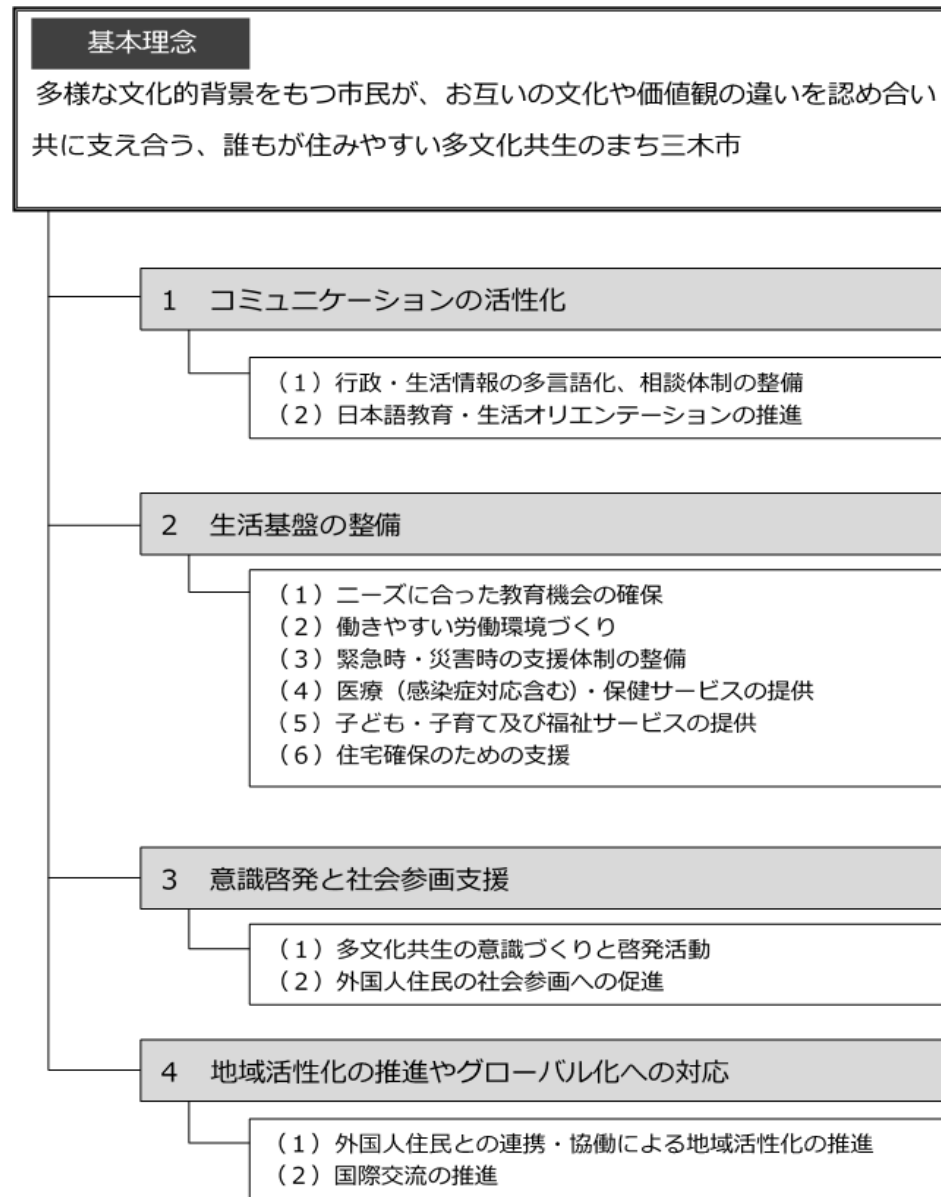


三木市多文化共生推進プラン実施計画 進捗管理シート

【2025（令和7）年度】

施策の体系（展開）



4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
1 コミュニケーションの活性化	(1)行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備	①「やさしい日本語」・多言語、多様なメディアによる生活情報の提供	・広報みき作成時、特に外国人住民向けのお知らせには、ルビふりや「やさしい日本語」を使用	秘書広報課
			・健康増進課と連携し休日当番医の情報など、広報みきやHPにおいて外国人住民にもわかりやすい情報発信	
			市役所案内サインやフロア案内図を変更（5か国語の多言語化含む）し、外国人住民に分かりやすい庁舎情報を発信する。	財政課
			・「やさしい日本語」を用いた「三木市の市・県民税ガイドブック」の活用	税務課
			・所得証明書等交付申請書の記入例の掲示	
			「生活ガイドブック」を改定し、多言語版（4言語）をホームページで公開し、日本のルールや習慣の情報提供に努める。	市民協働課
			転入時に、外国人のための生活情報誌「まえむきに」や「外国語版防災ガイドブック」、「日本語教室」の案内などを配布し情報提供している。	市民課
			・外国語版ごみ分別表の作成 ・ごみ分別アプリへの外国語表記の拡充	環境課
			・バス停の標柱や時刻表、車内での案内などにおいて外国人住民に配慮するよう事業者働きかける。 ・総合時刻表等の表記や表現方法等内容に工夫ができないか検討する。	交通政策課
			・窓口の情報公開コーナーに「生活ガイドブック」などの多言語の対応のチラシを配架し生活情報を提供する。	公民館

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
			バリアフリー本、外国語資料の充実。現在の蔵書数は101冊、今年度10冊を増数予定	図書館
		②外国人住民の生活相談体制の充実	外国人相談窓口周知及び「協力確認書」を活用するなど企業や各関係機関との連携強化を図る。	市民協働課
			子どものいじめ相談、女性のための相談の面談については、音声通訳機や、出入国在留管理庁の通訳支援事業を利用する。	人権推進課
			日本語の理解が困難なDV被害者の相談に、音声通訳機や出入国在留管理庁の通訳支援事業を利用して対応する。	配偶者暴力相談支援センター
			「三木市外国人住民相談窓口」の案内掲示し、外国人住民からの相談に対し必要なサポートを行う（担当部署への取り次ぎ）	公民館
	(2)日本語教育・生活オリエンテーションの推進	①日本語教育の推進及び体制の整備	地域や企業への「日本語教室」の周知及びボランティアの人材育成。	市民協働課
			・日本語指導が必要な外国人児童生徒に対し、生活適応や学習支援、心の安定を図るなど、学校生活への早期適応を促進するため、母語サポーターを派遣し、児童生徒を支援する。	学校教育課
		②生活オリエンテーションの実施	国際交流協会や市民協働課と連携し、「日本語教室」や企業に対する生活オリエンテーションにおいて防災に関する講座や防災体験教室を実施する。	危機管理課

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
			・企業向けの生活オリエンテーションに加え、地域や団体に「まちづくり出前トーク」を実施、広く周知する。 ・「日本語教室」の特別事業について、学習者のニーズに合致しているか検証する。	市民協働課
			・市が実施する日本語教室や、事業所からの依頼等により「やさしい日本語」を用いた交通ルールの講習を行う。	生活安全課
			・外国人市民向け出前講座の実施	環境課
			・バス及びデマンド型交通の乗り方や交通系ＩＣカードの使い方を知っていただくために、外国人を対象とした出前講座を開催する。	交通政策課
			・市民協働課と連携し、外国人住民を雇用する事業所向け出前講座で、多言語通訳サービス「三者間同時通訳システム」の紹介や119番の通報要領等の講習会の実施 ・「日本語教室」の特別事業において「やさしい日本語」を用いた救急法講習会の実施	救急救助課

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
2 生活基盤の整備	(1)ニーズに合った教育機 会の確保	① 多言語による就学の情 報提供・就学案内	多言語での案内や「やさしい日本語」を用いて保護者にわ かりやすく就学案内を行う。また、国際交流協会と連携 し、日本語教室や相談窓口等の取組の情報提供を行う。	学校教育課
			【就学前教育・保育施設】 ・保護者の意向を把握し、学校見学や相談等、保護者と学 校をつなぐ。 ・小学校生活をイメージしやすいように、持ち物や生活等 について、就学先と情報共有しながらサポートする。	教育・保育課
		②日本語学習支援	日本語指導支援員を派遣し、児童生徒の日本語能力向上の ための支援を行う。	学校教育課
			外国につながる子どもの「こども日本語教室 みきっず」 の充実。新たなボランティアの確保による受け入れ人数の 確保。現在15人	国際交流協会
		③地域ぐるみの取組の促 進	・区長協議会（10地区）や市民協議会（10地区）、各 実行委員が催すイベントのチラシ等にルビを振るなど、地 域まちづくり担当者と協力し、外国人住民が参加しやすい 取組を促進する。	市民協働課
		④進路指導・キャリア教 育	就学支援を充実させるため日本語指導を必要とする児童生 徒(約70名)及び保護者に対し、就学支援ガイダンスの案内 配布や個人懇談等を通じて周知する。	学校教育課
		⑤全ての児童生徒を対象 とした多文化共生の考え 方に基づく教育の推進	外国人児童生徒のアイデンティティの確立と自己実現を支 援するとともに、全ての児童生徒が多様な文化の価値観を 尊重し、互いの違いを理解し認め合いながら、ともに成長 できる共生社会の実現をめざす。	学校教育課

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
			・外国の簡単な言葉や遊びを生活に取り入れたり、母国の文化や風習を大切にしておかかわるなど、多文化共生の意識の芽生えを育む。 ・遊びや生活を通して必要な日本語や日本文化に触れて楽しめるような環境づくりを行う。	教育・保育課
		⑥就学前教育・保育制度の周知・多文化対応	【入園案内・受付】 ・課の窓口対応において、必要に応じ国際交流協会のサポートも組み合わせつつ「やさしい日本語」での説明に努める。 【教育・保育施設】 ・保護者の実態に応じて、配布物や伝達事項等、視覚資料や翻訳アプリ、「やさしい日本語」を用いた支援に努める。 ・「やさしい日本語」研修資料等を活用し保育者の意識向上を図る。	教育・保育課
	(2)働きやすい労働環境づくり	①就業及び職場環境の整備	市内事業者にワークライフバランスへの理解を深めていただくことを目的に、外国人雇用や働き方改革などの関連情報誌を送付し啓発を図る。 対象事業所：従業員20名以上の送付希望事業所240社	商工振興課

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
	(3)緊急時・災害時の支援体制の整備	①外国人住民に関する防災対策等の推進	・ 転入時に8ヶ国語に対応した、防災啓発パンフレットを配布する。 ・ 三木市総合防災訓練への参加並びに地域の防災訓練に外国人が参加できるよう国際交流協会や自主防災組織へ呼びかける。 ・ 防災訓練等のチラシにルビをふるなど外国人が分かるように工夫する。	危機管理課
			消防法で定められている消防訓練時に、外国人を雇用する事業所では、消火器取扱い訓練や119番通報訓練を実施し、防災意識の向上を図る。	救急救助課
			・ 各自治会主催の防災訓練について、地域内に住む外国人にも参加の呼びかけを地域住民と共に実施している。	公民館
	②多言語支援のための応援体制の整備		・ ひょうご防災ネット（ひょうごEネット）の登録を促進する。（12か国語対応）	危機管理課
			多言語音声翻訳アプリ「ボイストラ」、多言語通訳サービス「三者間同時通訳システム」を活用して円滑なコミュニケーションを図る。	救急救助課
	③外国人住民の所在把握		関係各課（市民協働課、福祉課等）と連携し、地域の防災研修等において、外国人の所在及び支援の要否についての把握に努めてもらうように各自主防災組織や民生委員・児童委員等へ呼びかける。	危機管理課
			・ 区長協議会、地域や小学校と情報共有をしている。	公民館

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
		④避難所における外国人被災者への対応	外国人と円滑なコミュニケーションが取れるよう6ヶ国語に対応した「コミュニケーション支援ボード」を避難所に設置する。	危機管理課
			三木市防災訓練で地域の方々を行う「住民一次避難訓練」において、高齢者や外国人も参画した訓練を行い支援に繋げる。	社会福祉協議会
	(4)医療（感染症対応含む）・保健サービスの提供	①医療機関における多言語対応	・休日救急診療の当番医情報について、ホームページ等で「やさしい日本語」での情報発信に取り組む。	健康増進課
		②外国語対応可能な病院・薬局に関する情報提供	「外国人相談窓口」等で、医療機関と外国人住民のニーズを繋ぐ支援を行う。	市民協働課
			医療機関での多言語対応（問診票の多言語対応）について、医師会と連携し情報収集する。	健康増進課
	(5)子ども・子育て及び福祉サービスの提供	①サービス提供時の多言語による支援	生活困窮世帯が必要とする福祉サービスを利用する際に、「やさしい日本語」で対応し、記入例などには、ふりがなをつけるなど工夫する。 また、状況に応じて「外国人住民相談窓口」と連携し、翻訳機やコミュニケーションボードなど用いて窓口対応に務める。	福祉課
			外国人住民が窓口に手続きにこられた際には、「やさしい日本語」での情報提供や必要に応じて翻訳アプリを活用し意思疎通を図ります。	障がい福祉課

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
			・児童センター、吉川児童館では施設の利用案内にルビふりや「やさしい日本語」に変換した案内を活用。 ・児童手当未申請者に対して「やさしい日本語」の文書を送付。また、日本語の理解状況に応じて翻訳アプリで多言語を翻訳して案内する。 ・「子育て応援ハンドブック」の見出しに「がいこくのみなさんへ」を新たに追記して相談先等を明記し、こどもを持つ家庭への子育て支援の情報を提供する。 ・乳幼児健診問診票の多言語対応（5か国語）を継続して進める。窓口対応は、「やさしい日本語」を基本とし、必要に応じて翻訳アプリを使用する。	こども福祉課
			必要に応じて音声通訳機（ポケットーク）を利用する。6言語で記載された国民健康保険の手引きを積極的に活用する。	保険年金課
			・介護保険制度等に係るサービスを利用の際は、やさしい日本語で対応し、説明文にはひらがなやルビを打つなどの対応を行う。	介護保険課
			・介護保険制度等に係るサービスや制度を利用の際は、「やさしい日本語」で行うことを基本とし、必要に応じてポケットークなどの翻訳アプリ等を活用してコミュニケーションを図る。	高齢福祉課

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
			【放課後児童健全育成事業】 ・ポケトークや絵カードを活用しながら支援を行う。 ・保護者への緊急一斉連絡については、緊急連絡アプリ「すぐー」(8ヵ国語対応)を通じて情報発信する。 ・個別のお知らせ、お便りについては、必要に応じて、「やさしい日本語」やAI翻訳サービスCOTOHAなどを活用しながら、保護者へ周知する。	教育・保育課
			・窓口等での相談への対応は「やさしい日本語」で対応する。必要に応じて翻訳機やアプリを使用して対応する ・育児ファミサポ事業パンフレットの多言語化版(やさしい日本語、3外国語)使用による説明対応	社会福祉協議会
		②ライフサイクルに応じた継続的な支援	・養育支援訪問等の福祉サービスについて相談があれば「やさしい日本語」で説明を行う。 ・多言語(10か国語)の母子健康手帳を交付し、外国人妊婦の言語に対応する。 ・母子健康手帳交付時に、多言語対応の母子健康手帳アプリ(母子モ)を紹介し、アプリを活用した支援を継続する。	こども福祉課
			・外国人高齢者の相談内容に応じた適切な対応や手続きを、「やさしい日本語」や多言語による対応に努める。	介護保険課
			・外国人高齢者の相談内容に応じた適切な対応や手続きを、「やさしい日本語」で行うことを基本とし、必要に応じてポケトークなどの翻訳アプリ等を活用してコミュニケーションを図る。	高齢福祉課
			【就学前教育・保育施設】 ・発達相談等、多文化共生サポーターや国際交流協会等の協力を得ながら、必要な支援につながるようサポートす	教育・保育課

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び 関係団体
	(6)住宅確保のための支援	①外国人住民に対する居住支援の推進	「外国人相談窓口」等で、公営住宅の事務手続きに係る支援を行う。	市民協働課
			住宅に係る相談を「やさしい日本語」を活用して実施	建築住宅課

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
3 意識啓発と社会参画支援	(1)多文化共生の意識づくりと啓発活動	①地域住民等に対する多文化共生の意識啓発	・「自治会ハンドブック」やホームページを活用し多文化共生の意識啓発について周知し、地域での問題に対応する。 ・「やさしい日本語」や「多文化理解研修」等の職員研修を継続実施するとともに、地域や団体に向けての多文化共生に関する「まちづくり出前トーク」を実施し、意識啓発を図る。	市民協働課
			同和教育セミナー（参加者平均90人）や人権フォーラム（参加者平均80人）等で、多文化共生にかかる講演や意見発表を実施する。	人権推進課
			・公民館主催の生涯学習講座に「多文化共生」をテーマにした内容を組み入れ啓発に努める。 ・「多文化共生」を意識づけるセミナーや教室を開催す	公民館
		②不当な差別的言動の解消	社会教育推進委員研修会（94人/196人）で、外国人理解につながる啓発に取り組む。	人権推進課
			・「多文化共生」の意識を高めるため、住民学習などの場において、啓発活動を行う。 ・地推協主催の「人権教育研究大会」等での外国人の小・中学生による人権作文発表	公民館
		③多文化共生の場づくり	国際交流協会と連携し、日本語教室や各種イベントで地域の人々の交流の機会を増やし地域との繋がりを育む。	市民協働課
			隣保館の存在を広く周知することにより共生の場となるよう取り組む。R6年実績17000人	人権推進課
			・外国人との交流イベントを企業と連携し開催する。 ・まちづくり協議会「暮らし生活部会」で検討を行う。	公民館

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
	(2)外国人住民の社会参画への促進	①外国人住民と日本人住民の橋渡しとなるような人材の把握・育成	「えいごのおはなしかい」を中央と青山では毎月実施。1回増す予定	図書館
			夏休み子ども学習支援を外国籍の子どもが多く在籍する学校で開催するため、高校生のボランティアを確保する。	国際交流協会
			日本語教室や企業等での生活オリエンテーションを通じて、地域の自治会や自主防災組織と積極的に関わっていくことの重要性を呼びかけるとともに、地域防災に携われる外国人住民の人材育成に努める。	危機管理課
			国際交流協会と連携し、「ゲストスピーカー」の育成を支援する。（令和6年度述べ25人）	市民協働課
			・外国人住民に関りを持っていただいている方との情報交換	公民館
			令和6年度は出前講座など外国人住民の協力者が26名。今年度は新規参加者を発掘する。	国際交流協会
		②外国人住民の地域社会への参画促進	・自治会（10地区区長協議会）が行なう地域活動等の広報啓発を通じて参加を促進する。 ・「多文化共生推進プラン策定検証委員会」及び「日本語教育地域調整会議」などへの参加を促進し、意見を反映する	市民協働課
			・地域の清掃活動「クリーンキャンペーン」及び納涼大会、文化祭等への外国人児童生徒の参加を促す。 ・ゴミステーション活用のルール（イラスト入り・ひらがな表示）啓発を行う。	公民館
			防災訓練など、市や地域の事業への参加	国際交流協会

4つの基本方針	施策	取組の方向	R7年度事業実施計画	担当課及び関係団体
4 地域活性化の推進やグローバル化への対応	(1)外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進	①地域活性化の推進	外国人住民が主体となって地域活動に取り組む際に、区長協議会や市民協議会と協力し、助言や情報発信を支援する。	市民協働課
			起業意欲のある外国人住民が、市や中小企業サポートセンターが提供する創業支援策にアクセスしやすくなるよう、情報発信方法を検討及び協議する。	商工振興課
			引き続き、外国人観光客向けパンフレット（5か国語対応）を観光案内施設（観光協会、観光振興課）で配架します。	観光振興課
	(2)国際交流の推進	①文化交流の促進	国際交流協会と連携し、地域での交流の機会を創設する。	市民協働課
			・地区主催行事（納涼大会・文化祭等）への参加促進を図る。 ・まちづくり協議会の部会の中で必要に応じて検討する。	公民館
			国際理解セミナーや国際料理教室等のイベントを通じて文化交流を推進する。	国際交流協会
		②姉妹都市交流の促進	・豪州フェデレーション市とのオンライン交流について調整を進める。 ・令和8年度の米国バイセリア市との記念事業について検討する。	市民協働課